

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.10}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十一・三一五を乗じ
た金額（ただし、当該国債を
発行時において取得する者が
非居住者である場合には、前
記(一)の算式により算出した金
額に当該非居住者が適用を受
けた金額（ただし、支払
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除する）ことができる。

十一 初期利子

毎年六月十五日を支払期とし、各支払期に属する日を支払う。前六月間に属する日以前、各支払期におい

$$\text{額面金額} \times \frac{0.10}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 後二期利息

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成二十八年十二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十五年十二月十六日
中途換金の買取りは、平成二十
六年十二月十五日以後において
行うこととし、その買取金額は
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十六年十二月十五日か

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする(次号において同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.10}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日数

365

(二) 平成二十七年六月十五日以

十八 中途換金

中途換金

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者へ相続税法
(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。)が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村(特別区を含
み、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。)の区域において、災害
救助法(昭和二十二年法律第百
十八号)による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかる
たときは、当該個人向け国債を
有する者が、平成二十六年十二
月十五日前であつても、当該個
人向け国債の中途換金を請求す
る金額 - 利子に益当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

買取金額は、次の区分に応じ、その算式により算出した

(一) 平成二十六年六月十五日から平成二十六年十一月十五日前までの間の場合

(二) 平成二十六年六月十五日前の額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{7.9.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

（注）当期の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)